

# 稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～28年度の運用状況について～

稲 城 市

## 目 次

第1章	稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成28年度）	1
1	介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2	基本方針	1
3	管理機関	3
4	介護支援ボランティア受入機関等	3
5	介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6	評価ポイント	4
7	評価ポイント転換交付金	5
8	市民への制度周知方法	5
9	28年度実施に際してのスケジュール	6
10	平成27年度決算額、平成28年度決算額及び 平成29年度予算額	6
第2章	稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成28年度）	8
1	介護支援ボランティア登録者数の状況	8
2	介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	8
3	介護支援ボランティア受入機関等数の状況	9
第3章	稲城市介護支援ボランティア実施状況 アンケート調査（平成28年度）	11
1	調査目的	11
2	調査方法等	11
3	調査結果	11
第4章	稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	15
1	意見交換会の開催目的	15
2	意見交換会に向けたアンケート調査	15
3	介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	21
4	介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	22

第5章 介護予防効果の検証	25
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果	26
参考資料	28
・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	29
・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳(平成28年度版)	38
・ 介護支援ボランティア制度視察受入状況	45

## 第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成28年度）

### 1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

### 2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

#### 基本方針

- ・ 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・ 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
  - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
  - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
  - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
  - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成28年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	・介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項 ・地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記1(2)イ（ウ） ・稲城市介護保険条例（平成12年条例第8号）第15条の6 ・稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁）																		
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第1号被保険者であり、管理機関へ登録を行った者																		
(3)	介護支援ボランティア活動	市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶等の運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)		⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)
事業	活動																			
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																			
② 市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助																			
③ ふれあいセンター	③ 喫茶等の運営補助																			
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																			
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い																			
	⑥ 話し相手																			
	⑦ 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例－草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等)																			
	⑧ その他 (例－高齢者世帯のゴミ出し等)																			
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																		
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																		
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年度内で最大 5,000 円。																		
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納がある場合、評価ポイント転換交付金は交付しない。																		

4 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

5 施行日 平成19年9月1日

### 3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

### 4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

#### 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。</li><li>2 介護保険事業に関する活動であること。</li><li>3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。</li><li>4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。</li><li>5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。</li></ol> |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアの場合は、継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

## 5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

## 6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

## 7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

## 8 市民への制度周知方法

市民が65歳になった際及び65歳以上の者が市へ転入した際に、介護保険料納入通知書と共に介護支援ボランティア周知チラシを同封している。

## 9 28年度実施に際してのスケジュール

28年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成28年4月 ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））  
・評価ポイント付与開始
- 7月 ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月 ・転換交付金交付開始
- 10月 ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施  
・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 平成29年3月 ・地域支援事業交付金精算  
[稲城市・管理機関（社会福祉協議会）]

## 10 27年度決算額、平成28年度決算額及び平成29年度予算額

平成27年度決算額 1,860,860円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	154,000円
役務費 振込手数料 郵送料	140,292円 38,594円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	32,004円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,254,000円
事務管理料	165,000円
消費税・印紙税	76,970円

平成28年度決算額 1,902,290円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	178,000円
役務費 振込手数料 郵送料	139,968円 31,487円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	43,680円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,269,000円
事務管理料	180,000円
消費税・印紙税	60,155円

平成29年度予算額 2,243,000円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	185,000円
役務費 振込手数料 郵送料	160,000円 48,000円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,000円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,537,000円
事務管理料	198,000円
消費税・印紙税	71,000円

## 第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成28年度）

### 1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は746人（うち昨年度末登録者は682人、今年度新規登録者は64人、平成29年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は76人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成29年3月31日現在：資格喪失者76人を除く）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65－69	9人	1.3%	67人	10.0%	76人	11.3%
70－74	23人	3.5%	175人	26.1%	198人	29.6%
75－79	49人	7.3%	183人	27.3%	232人	34.6%
80－84	27人	4.0%	86人	12.9%	113人	16.9%
85－	8人	1.2%	43人	6.4%	51人	7.6%
合計	116人	17.3%	554人	82.7%	670人	100.0%

### 2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成28年度登録者746人のうち交付金申請者数

1,000ポイント	16人	16,000ポイント
2,000ポイント	53人	106,000ポイント
3,000ポイント	43人	129,000ポイント
4,000ポイント	37人	148,000ポイント
5,000ポイント	174人	870,000ポイント
合計	323人	1,269,000ポイント

### 3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は25団体であった。

内訳は、社会福祉法人が6団体、株式会社が9団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、株式会社が2団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が24団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳等の補助」が15団体、「(3)喫茶等の運営補助」が12団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が16団体、「(5)模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い」が20団体、「(6)話し相手」が21団体、「(7)施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動」が17団体、「(8)その他(高齢者世帯のゴミ出し等)」が1団体であった。

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など（全 25 団体）	活動内容（※）							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市（介護予防推進事業）					対象			
稲城市社会福祉協議会（ふれあいセンター事業）	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり （高齢者会食会など）	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会（ひらお苑）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会（ハーモニー松葉）	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場ポーポーの木	対象		対象		対象			
デンマークイン若葉台	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
そんぽの家稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			
やのくち正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
ペアウェル矢野口	対象	対象			対象	対象	対象	
そんぽの家S 稲城長沼	対象		対象	対象		対象		
そんぽの家S 稲城	対象		対象	対象		対象	対象	
小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼 グループホームみんなの家・稲城長沼	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城ケアセンターそよ風	対象	対象			対象	対象		

- 活動内容（※）
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
  - (2) お茶だしや食堂内の配膳、下膳等の補助
  - (3) 喫茶等の運営補助
  - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
  - (5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
  - (6) 話し相手
  - (7) 施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動  
（例 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換等）
  - (8) その他（例 高齢者世帯のゴミ出し等）

## 第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査

### 1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、平成28年度の活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

### 2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア活動者
2. 調査方法 活動時に各会場で用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 平成29年2月下旬から平成29年5月末
4. 回収結果 有効回収数 138枚

### 3 調査結果

1. 活動期間及び頻度について・・・3年以上の活動者が7割以上となっている。活動頻度に関しては、1月あたり5回未満が7割以上となっており、週1回もしくは2週間に1回程度の活動が中心となっている。
2. 介護支援ボランティアを知った方法について・・・4割以上が友人・知人からの口コミにより制度を知っている。
3. 介護支援ボランティア制度について・・・8割以上が良い制度であると評価している。また、見直しが必要と考える登録者は1割以下である。
4. 健康観の変化・・・7割以上の登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じている。また、変わらないと回答した登録者は2割程度いる。
5. 10周年記念標語について・・・「自分のため 人のため」など20件の回答あり。
6. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、「50ポイントと制限があるのはよい」、「体力の衰えを感じるが、制度のおかげで何事にも頑張れる」など。制度改善などについては、「足がなくなった時にボランティアに行けなくなる」「活動範囲が制限されているのもどかしい時もある」など。

※アンケートの自由記載欄に関する回答は一部修正、省略して掲載しています。

【平成28年度活動分】

介護支援ボランティア制度アンケート

138枚回収

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間および活動頻度をお教えてください。

活動期間

1年未満	8人	5.8%	1～2年	15人	10.9%
2～3年	14人	10.1%	3年以上	99人	71.7%
無回答	2人	1.5%	合計	138人	100.0%

活動頻度（1月あたり）

5回未満	97人	70.3%	5回以上	30人	21.7%
無回答	11人	8.0%	合計	138人	100.0%

2. 最初に介護支援ボランティアを知った方法は何ですか。（いくつでも回答可）

① 広報・市ホームページ	39人	25.2%
② 市のチラシ	14人	9.0%
③ 友人・知人からの口コミ	71人	45.8%
④ テレビ・新聞・雑誌	2人	1.3%
⑤ その他	25人	16.1%
⑥ 無回答	4人	2.6%
合計	151人	100.0%

⑤その他（概要記載）

- ・社会福祉協議会からの紹介
- ・サークルや団体の活動を通じて
- ・文化センター職員の紹介
- ・包括支援センターの紹介

3. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。(ひとつのみ回答)

① 良い制度だと思う	118人	85.5%
② 普通の制度だと思う	10人	7.4%
③ 見直しが必要だと思う	6人	4.3%
④ その他	2人	1.4%
⑤ 無回答	2人	1.4%
合計	138人	100.0%

④ その他（概要記載）

- ・お金はいらぬ。表彰のほうがよい。

4. (介護支援ボランティアを行われている方のみ) 介護支援ボランティアの活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

① 張り合いが出てきた	74人	48.7%
② 健康になった	38人	25.0%
③ 変わらない	27人	17.8%
④ 体調をくずした	1人	0.7%
⑤ その他	12人	7.9%
合計	152人	100.0%

⑤ その他（概要記載）

- ・友人や楽しみがふえました。
- ・入った頃はいきいきやっていたが年を重ねてきつくなった。
- ・少々の腰の筋肉痛がでます。
- ・友人との会話が増えた。新しいこともできる。
- ・行かなきゃいけないという励みになる。

5. 介護支援ボランティア制度が始まってから、来年度に10周年を迎えます。介護支援ボランティアをわかりやすく伝える標語がありましたらご記入ください。

20件の回答あり。一部抜粋。

- ・みんなで参加、元気になろう
- ・明日へ心も軽く介護支援ボランティア！！
- ・元気なときはボランティア弱ってきたらお願いね
- ・一人をなくそう皆で楽しく
- ・自分のため 人のため
- ・みんなで元気にボランティア
- ・外へ出て 仲間を増やそう 遅くない！
- ・お互いによりそって頑張りよう！
- ・声をかけあい 手をつなぎ助けあいに協力を

6. ボランティア制度についてご感想・ご意見などありましたらご記入ください。

(概要記載)

- ・ 足がなくなった時にボランティアにいけなくなる。今は運転できるからいい。
- ・ 50ポイントと制限があるのはよい。
- ・ とてもいい制度だと思います。
- ・ 地域社会の中で何かお役に立つ事があればと考えていたので、とても良い制度だと思います。
- ・ 年齢が増すごとに体力の衰えを感じますが、ボランティア制度のお陰で何事にも頑張れます。
- ・ ボランティアは活動範囲が制限されているのもどかしい時もある。施設側の姿勢によってボランティアが減ってしまうこともある。
- ・ ポイントを貯めて、自分が要介護になった時に使用できるとよい。
- ・ 地域以外の方々と知り合う良い機会になりました。
- ・ 楽しく活動しております。自分の体調と相談しながらやっております。
- ・ ボランティアをした事がない方も参加者が多くなって良かったと思います。
- ・ ボランティアといっても気をゆるさず最善をつくしたい。

## 第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

### 1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

### 2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 24 団体
2. 調査方法 FAXによる回収
3. 調査時期 平成 28 年 11 月
4. 回収結果 有効回収数 24 団体 (100.0%)
5. アンケート調査結果

#### 介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	19機関	79.2%
② 受け入れていない	5機関	20.8%
無回答	0機関	00.0%
合計	24機関	100.0%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	5機関	20.8%
② 3~4日程度	3機関	12.5%
③ 週1~2日程度	4機関	16.7%
④ 不定期	4機関	16.7%
⑤ その他	4機関	16.7%
無回答	4機関	16.7%
合計	24機関	100.0%

○不定期については、月1~3回受け入れているという回答が多くを占めた。

問3 各曜日およそ何人ぐらいの介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答3

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2人	4人	16人	9人	4人	2人	1人
午後	10人	6人	9人	5人	8人	8人	1人

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	1人	0人	1人	0人	0人
午後	0人	2人	0人	1~2人	0人	0人	0人

社会福祉法人④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	1人	2人	1人	0人	0人
午後	1人	1人	1人	2人	1人	0人	0人

民間事業者②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
午後	0人						

民間事業者③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	0人	1人	1人	0人	0人
午後	1人	0人	0人	1人	1人	1人	0人

民間事業者⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人						
午後	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人

その他の団体①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	8人	18人	22人	25人	0人	0人
午後	19人	7人	18人	21人	25人	0人	0人

その他の団体②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
午後	0人						

その他の団体③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	2人	1人	1人	0人	0人
午後	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人

その他の団体④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人						
午後	0人	0人	0人	10人	0人	0人	0人

その他の団体⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人						
午後	2人	0人	2人	0人	0人	0人	2人

その他の団体⑥

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	8人	3人	0人	4人	0人	8人	0人
午後	8人	5人	0人	6人	0人	8人	0人

#### その他の団体⑦

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	2～3人	0人	0人	0人
午後	0人	7～8人	4～5人	7～8人	0人	7～8人	0人

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

- 不便な場所にあり、活動人数が減少している。囲碁・将棋・一芸披露のボランティアに来て欲しい。
- ボランティア向けに研修をして欲しい。
- 夏休みなどで孫が休みになると、孫の世話のためにボランティアがお休みになるので残念です。
- 開設当時はボランティアとして活動されていた方が、介護予防対象者になりつつあります。
- 介護について理解されていないボランティアに教えることが難しい。
- ボランティアのリストが欲しい。導入して両者とも満足した成功事例を知りたい。
- お近くの方がボランティアとして来られると、利用者様と顔見知りのときがあり、「断って」と利用者様に言われたことがあります。
- 利用者様のADLについてよく理解されていないボランティアがいる。認知症や高齢者についての講座はあるのか。

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる ②いない

① いる	21機関	87.5%
② いない	2機関	8.3%
無回答	1機関	4.2%
合計	24機関	100.0%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人①	なし	160人
社会福祉法人②	10人	5～6人
社会福祉法人③	30人	100人
社会福祉法人④		10人
社会福祉法人⑤	15人	10人
民間事業者①		8～10人
民間事業者②	10人	7人
民間事業者③	3人/日	8人
民間事業者④		
民間事業者⑤	2人	0人
民間事業者⑥	10人	15人
民間事業者⑦	5～6人	1～5人
民間事業者⑧	1人	0人
民間事業者⑨	10人	6人
民間事業者⑩	5人	0人
民間事業者⑪	グループであれば10名程度	1～3人/回
その他の団体①		50人
その他の団体②	3人/日	1人/日
その他の団体③	15人	7人
その他の団体④	2～3人	10人
その他の団体⑤	3人	2人
その他の団体⑥	33人/月	33人
その他の団体⑦	30人	15人
その他の団体⑧	5人	3人

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	12機関	50.0%
② これ以上は受け入れられない	0機関	0.0%
③ ちょうどいい	8機関	33.3%
その他	0機関	0.0%
無回答	4機関	16.7%
合計	24機関	100%

問8 ボランティアの活動に関して特記することがありましたらご記入ください。

答8

- 利用者の生活に楽しみが増えている様子なので、引き続きお願いしたい。
- 世代交代をしたいのですが、うまくいきません。
- ボランティアに来る前に心構えのような事前オリエンテーションをしてから来てもらうとスムーズだと思う。
- 市立病院で裁縫ボランティアを行っています。団体に加入していて裁縫が好きな方に参加者は限定しています。
- 依頼が手間でできていない。
- グループでの活動・発表でも、趣味活動としての講師でもお待ちしております。
- 将棋・麻雀などが出来る方をお願いしたい。
- 事前にボランティアについて理解した上で来て欲しい。
- ボランティアには長期間来ていただき、大変ありがたいです。これからも随時お願いしたいと思っています。

### 3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

#### 介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時:平成 28 年 11 月 14 日(月) 14 時 30 分～16 時

場 所:市役所 601・602 会議室

開 会

議 題

1 介護支援ボランティア制度について

**市役所高齢福祉課**

- ・ 制度の趣旨について
- ・ 27年度実施報告書

**社会福祉協議会**

- ・ 登録など事務の流れ
- ・ 個人情報保護などのボランティアの心得と制度説明会の実施

2 ボランティアの受け入れなどについて

- ・ 出席事業者から自己紹介と現在の受入状況などの紹介

3 介護支援ボランティア 10 周年記念イベントについて

- ・ 実施概要について

4 介護支援ボランティアに関するご意見等

## 4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

【開催日時】平成 28 年 11 月 14 日(月)14 時 30 分～16 時

【開催場所】市役所 601・602 会議室

【参加団体】受入機関等 12 団体 15 人、市役所事務局 4 人、社協担当 2 人

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

### 【議題1】ボランティアの受入状況

○会食会をボランティアさんに手伝っていただいています。会食会は、稲城市内で月に1回から2回、9会場で行っています。新しいボランティアがなかなか入らないことが課題のため、ニーズの合う方がいればぜひ紹介いただきたいです。

○毎年延べ 3,000 人程度のボランティアさんに日常生活の援助、イベントの手伝いや音楽の披露等をお願いしています。ボランティアを始めたいと思うとすぐ活動に入る方が良いですが、始めから飛ばし過ぎても息切れをしてしまうので、声かけをしながら調整をしています。ボランティアを希望される方はできるだけ受け入れていきたいです。

困りごとは、グループ内の関係が上手く行かずに活動をやめてしまうことがあるため、人間関係についてどこまで受入機関として対応できるかが課題です。また当施設は交通の便が悪く、ボランティアさんが苦勞されています。当施設のバスでの周遊・送迎を行えればと思いますが、施設の人員も足りず、また送迎自体をボランティアに行わせることも保険の面で難しく、この点も課題だと思えます。

○高台にあり、交通の便が悪いのですが、介護支援ボランティアにお越しいただいています。ポイントが欲しいというよりも、ポイントを貯めること自体が楽しくて活動されている印象を持ちます。週1回、月1回などご自分で決めたペースで活動いただいています。ボランティアを育てることも課題だと思えます。またグループで活動される方は定期的に皆さんでお越しになりますが、1人で活動される方は気持ちがあっても馴染めるかという不安が多いと思えます。ボランティアさんに受入機関の職員がどこまで関われるか、関係作りが課題だと思えます。

○山の上にあるため、ボランティア活動者には交通が不便で難しい面があります。最も多いのはバスの利用者だと思えます。最近は長年の活動者が家族の介護でお休みされたり、本人が病気になり活動をやめたりされる方が増えています。しかしご病気になり、なかなか復帰できなかったけれども仲間に声をかけていただき、要介護認定もされたが復帰なさった方もいます。以前に地域支援事業で当施設を利用された方が、今度はボランティアとして戻ってきてくださることもあります。さまざまな場面でボランティアさんがいてくれたらと思うことがあり、ご興味のある方がいればできるだけ受け入れていきたいと思っています。

○病院内で月に3回、1回3時間の裁縫奉仕を介護支援ボランティアの活動としています。参加者は10名から12名程度です。活動が3時間のため、1度で2つスタンプを押し、1年間に33回あるためほとんどの参加者が十分ポイント貯めている状況です。参加者の年齢層でいえば60代から85歳くらいです。1番初めから参加して

<p>おり、今年で10周年ということで、ポイントがあるからというわけではないですが、一つの励みにはなっていると思います。</p>
<p>○当施設はデイサービス事業所ですが、比較的しっかりされている方が多く、たくさんの方がサークルで活動されています。介護支援ボランティアには折り紙や書道などの講師をしていただいています。講師がいると利用者の方も引き締まり、施設としても助かります。現在14名ほど活動いただいています、最大で20名程度は受け入れたいと希望しています。</p>
<p>○当施設は有料老人ホームであり、介護支援ボランティアには傾聴活動に来ていただいています。職員は忙しくなかなか入居者の話を聞いてもらえない中で、傾聴活動をしていただきとても助かっています。現場に出ていただくわけにはいかないですが、職員では手の届かない隙間の部分のフォローをしていただけるという点で介護支援ボランティアの貢献度は高いです。今後については、頻度を上げてほしいということではないですが、なおのこと充実した活動をしていただきたいと思います。</p>
<p>○世代交代が大切だと思います。専門的な知識を持ち、それを使わなくとも心得を持つことが大切だと思います。</p>
<p>○こちらからお願いをして、介護支援ボランティアに助けていただいているので、受け入れているという意識はないです。当施設は複数のサービスがあるため、専門性の高いボランティアの方には傾聴活動のボランティアをしていただき、それ以外の活動したい方にはカフェで働くスタッフをお手伝いいただいています。スタッフは要支援や要介護の認定を受けている方ですが、ボランティアの方に見守っていただくことで上手く回っています。</p>
<p>○当施設はサービス付高齢者向け住宅であり、介護支援ボランティアには傾聴活動をしていただいています。一日外に出ずに過ごせる施設ですので、家族があまり来られない方はどのように過ごされているかあまりわかりません。そのため、傾聴活動のボランティアに来ていただくと様子が分かり助かります。今後の希望は、利用者様が外に出る機会として、マジックなどのボランティアに来ていただきたいと思います。</p>
<p>○当施設もサービス付高齢者向け住宅です。本人の要望の無いところにはサービスを入れることができず、ニーズの聞き取りが不十分であるため、現在の介護支援ボランティアの受け入れ活動としては傾聴活動のみに留まっています。</p>

## 【議題2】介護支援ボランティア10周年記念イベントについて

- ・平成29年度に介護支援ボランティア制度が10周年を迎えるため、ボランティア活動への感謝と受け入れ機関へのお礼の気持ちを込めたイベント開催を検討
  - ・副市長の基調講演や、ボランティア活動者の表彰、発表・報告を予定
- 上記を議題とし意見を聴取した。

<p>○グループでの表彰は難しいと思います。定期的に活動されている団体が約30団体あり、それ以外に不定期の活動を行う団体も多くあります。表彰規定がピンポイントで当てはまるグループがいればいいですが、ほとんどのグループが当てはまってしまう可能性があると思います。表彰ではなく紹介という形ならいくつかのグループに声をかけることはできると思います。</p>
<p>○表彰をするのはあまり賛成できません。活動の紹介を丁寧に行い、みなさんで喜び合い、楽しむ形がいいと思います。</p>

### 【議題3】意見交換

受入機関アンケートにおいて質問のあった以下3つの課題について意見交換

- ・ボランティア活動を継続してもらうために、どのようにボランティアに接しているか
- ・介護についての教育をどのように行っているか
- ・利用者との間にトラブルはないか

○研修まではいかないが、講演会を多く催し、参加いただくよう情報提供をしています。すぐ活動をやめられてしまうのは、自分はいらないという意識やここには居場所が無いと思われてしまうからではないでしょうか。

○必要とされているという感覚を施設全体で伝えていくことが大切だと思います。当施設に来ていただくボランティアはすごいと職員に伝え、職員全員がボランティアに挨拶をする風土づくりをしました。あいさつをすることで、自分が必要とされているという感覚を施設全体で伝えています。職員がボランティアの活動に対して不満を持つことがあります。前提としてボランティアは仕事で活動しているわけではないということを伝えています。何をしてもらうではなく、したいことをやってもらい、問題があれば職員がボランティアに声をかけていくしかないと思います。知らないことを教え、支援していくことがボランティアを育てていくことになるのではないかと思います。

○ボランティアに来ていただき、元気になって帰っていただくことが重要だと思います。職員の方から率先してボランティアに挨拶や声かけを行うよう伝えています。次回に繋がるように気持ちよく帰っていただきたいです。そうした良い関係を作れば、介護の知識が特別になくても問題にならないと思います。

○挨拶を大事にしており、特にありがとうという言葉を大事にしています。

## 第5章 介護予防効果の検証

### 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（要介護出現率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、試算を行った。

この試算は、平成27年度に稲城市介護支援ボランティア制度が導入されていたことによる保険料抑制効果を、平成28年度に確定した平成27年度の各実績を用いて計算したものである。

介護支援ボランティア制度の費用効果（8,657,546円）から、介護支援ボランティア制度に要した費用（1,860,860円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額6,796,686円となる。これを介護保険料に当てはめると、一人一月あたり7,0円の介護保険料抑制効果があると試算される。

# 1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

平成 27 年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）			
活動者			
区分	記号	数値	計算式
高齢者（65歳以上）人口	P	17,907人	
介護支援ボランティア活動を行った	P (V)	323人	
介護支援ボランティア活動を行っていない	P (V')	17,584人	$P - P (V)$
新規認定者数	Q	480人	
介護支援ボランティア（活動者）	Q (V)	3人	
介護支援ボランティアでない	Q (V')	477人	$Q - Q (V)$
新規認定者出現率	R	2.68%	$Q \div P * 1$
介護支援ボランティア（活動者）	R (V)	0.93%	$Q (V) \div P (V) * 1$
介護支援ボランティアでない	R (V')	2.71%	$Q (V') \div P (V') * 1$
以上から			
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規認定者数	Q'	486人	$P \times R (V') * 2$
新規認定者の抑制人数	S	6人	$Q' - Q$
費用利得を計算すると			
当該年度の要介護者一人当たりの月額介護費用	M	120,244円	
介護支援ボランティア制度に要した費用	H	1,860,860円	
保険料負担割合（65歳以上）	W	22%	
介護支援ボランティア制度の費用効果（年間）	X	8,657,546円	$S \times M \times 12 \text{ヶ月}$
介護支援ボランティア制度による費用利得	Y	6,796,686円	$X - H$
よって得られる保険料抑制効果は			
保険料抑制効果（月額換算）	Z	7.0円	$Y \times W \div P \div 12 \text{ヶ月} * 3$
*1 小数点第三位を四捨五入		*2 小数点以下四捨五入	
*3 小数点第二位を四捨五入			

## 参 考 资 料

## 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

### (介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

### (管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者  
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名  
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）
取消理由	

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者  
住所  
氏名  
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

---

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

# 健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



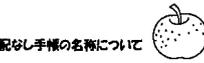
## 介護支援 ボランティア

2016

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

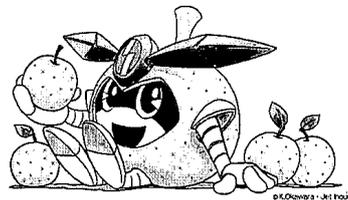


東京ヴェルディは稲城市介護  
予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について

稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長者の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。



2

活動年度 平成28年度(平成29年3月末まで)

氏名

住所 稲城市

電話

生年月日 大正・昭和 年 月 日

緊急連絡先  
連絡者氏名

(続柄)

電話

(必ず記入下さい)

★ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

3

### 稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：市内にお住まいの65歳以上の方  
(稲城市介護保険第1号被保険者)

### 介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。  
介護支援ボランティア登録申請書(この手帳の24ページ)に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。
2. 介護支援ボランティア活動をします。  
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

4

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)  
ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体からこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。
4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)  
この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを「評価ポイントに変える申請」を行ってください。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

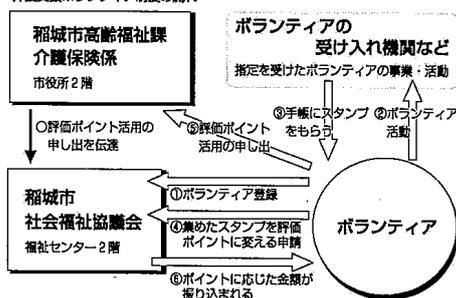
5. 評価ポイントの活用を申し出をします。(翌年7月以降)  
介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。(稲城市社会福祉協議会でも承ります。)  
稲城市社会福祉協議会を経由して、稲城市に申し出をすることもできますので、その場合は、手帳を稲城市社会福祉協議会にお預けください。  
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

5

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。  
稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

6

### 介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11ページをご覧ください。

7

Q 1日に複数のボランティア活動をしてスタンプをもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントにより、8月以降交付金が振り込まれます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にちに降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

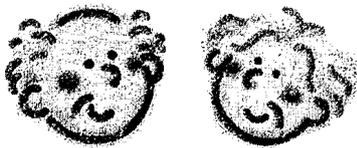
Q 稲城市外に転出した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転出した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

8

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



9

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことで漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



11

### ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

10

### ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万一来るご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合

など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



12

(2) 補償金額

賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
	人格権侵害	1名	50万円
		1事故・保険期間中	100万円
賠償責任 (免責あり)	事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円
		死亡	50万円
見舞費用	後遺障害		1.5万~50万円
	入院日数に応じて2~10万円		
	通院日数に応じて1~5万円		
介護保険	死亡・後遺障害		8,000円
	入院日額		8,000円
	通院保険金日額		4,000円

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間(保険期間)

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間中の途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

稲城市百村7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3800(直通)

042-378-3366(代表)

ファックス：042-378-4999

13

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

14

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

15

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

16

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

17

### 活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

1 日付 月 日	2 日付 月 日	3 日付 月 日	4 日付 月 日
5 日付 月 日	6 日付 月 日	7 日付 月 日	8 日付 月 日
9 日付 月 日	10 日付 月 日 	11 日付 月 日	12 日付 月 日
13 日付 月 日	14 日付 月 日	15 日付 月 日	16 日付 月 日
17 日付 月 日	18 日付 月 日	19 日付 月 日	20 日付 月 日 

18

### 活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21 日付 月 日	22 日付 月 日	23 日付 月 日	24 日付 月 日
25 日付 月 日	26 日付 月 日	27 日付 月 日	28 日付 月 日
29 日付 月 日	30 日付 月 日 	31 日付 月 日	32 日付 月 日
33 日付 月 日	34 日付 月 日	35 日付 月 日	36 日付 月 日
37 日付 月 日	38 日付 月 日	39 日付 月 日	40 日付 月 日 

19

### 活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

41 日付 月 日	42 日付 月 日	43 日付 月 日	44 日付 月 日
45 日付 月 日	46 日付 月 日	47 日付 月 日	48 日付 月 日
49 日付 月 日	50 日付 月 日 	51 日付 月 日	52 日付 月 日
53 日付 月 日	54 日付 月 日	55 日付 月 日	56 日付 月 日
57 日付 月 日	58 日付 月 日	59 日付 月 日	60 日付 月 日

20

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

21

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

22

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。  
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

23

必ず記入下さい

氏名(振り仮名) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

※ 管理機関記入欄 ※ (この欄は稲城市社会福祉協議会にて記入いたします)

評価ポイント記録簿 (集めたスタンプを平成29年4月以降、評価ポイントに変えます。)

あなたの28年度の活動回数は \_\_\_\_\_ 回 \_\_\_\_\_ 管理欄 です。

あなたの28年度の評価ポイント数は \_\_\_\_\_ ポイント \_\_\_\_\_ 管理欄 です。

評価ポイント活用記録簿 (評価ポイントを交付金に変えます。)  
※28年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は29年8月以降になります

申請日	使用した 評価ポイント数	残っている 評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

24

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号(第8条第1項関係)

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	申出者と同じ
審判評価ポイント数(A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活用希望ポイント数(B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差し引き残高ポイント数(A-B)	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

25

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。  
なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。

(ふりがな) 名前	
住所	
電話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会が市に照会することを認めます。

24

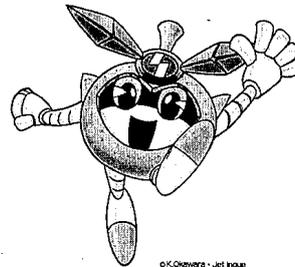
介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
ベアウエル矢野口	379-1834	矢野口944
特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	378-8757	矢野口364-3
Sアミーユ稲城矢野口	370-3700	矢野口1674-1
ケアハウス ハーモニー松葉	370-8160	矢野口1806
特定非営利活動法人 稲城・なごみの家 (滝沢宅)	377-6118	東長沼617-1
ベアウエル多摩川	377-5770	東長沼665
ニチイホーム 稲城	370-3581	東長沼696
Cアミーユ稲城長沼	370-0651	東長沼1124-1
Cアミーユ稲城	370-3161	東長沼2430
特別養護老人ホーム いなぎ苑	379-5500	百村255
みさお川サービスセンター	370-8355	東長沼1741-1
特定非営利活動法人 はじめのいっば	090-4831-5060	坂浜539-11 コーポソレイユ
特別養護老人ホーム ひらお苑	331-5666	平尾2-49-20
平尾ベルの会	331-2731 (大石宅)	平尾3-7-5 50号棟集会室(第2.4木) 64号棟集会室(第1.3火)
喫茶ボーボーの木	350-3477	平尾3-1-1-35-102
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	331-2001	平尾1127-1
やのくち正吉苑	370-2202	矢野口1804-3
正吉苑ミニデイサービス 押立の家	370-2202	押立728-8
ベストライフたま	350-7210	平尾1250
NTDふれあい広場 ボーボーの木	379-3373	向陽台5-10 リブレ向陽台3-104
通所介護事業所 アクアメイト稲城 老人福祉施設	370-0580	向陽台6-8
ヘルトップロマン	331-3030	若葉台3-7-1
株式会社ウイズネット みんなの家・稲城長沼	370-0380	東長沼1713-8

メモ

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、  
こちらに貼付してください。



稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係  
稲城市東長沼2111  
電話：042-378-2111（内線：282・283）  
ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会  
稲城市百村7 稲城市福祉センター内  
電話：042-378-3800  
ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（28報告書用 視察受入状況：平成19年7月以降～平成29年3月末までのもの）

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10

44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2

91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協 1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3
108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随 2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随 1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随 2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随 2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随 1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随 2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随 1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随 1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随 2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随 2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随 2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1

138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随 1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随 3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計 10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随 1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協 2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随 2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協 1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協 1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随 2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随 3)
164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協 4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随 1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随 3)
171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協 2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随 3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1
175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2
178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員 社福職員	2・社協 1・社福 2
181	23.01.19	沖縄県沖繩市	議員	7(他随 1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2

184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12
186	23.06.07	宮崎県宮崎市	議員	6
187	23.07.04	北海道札幌市	議員	5
188	23.07.05	大阪府豊中市	議員	9(他随 1)
189	23.07.06	静岡県藤枝市	職員	3
190	23.08.04	静岡県浜松市	職員	2
191	23.08.04	鹿児島県西之表市	職員	4(他県職員 1)
192	23.08.05	福岡県北九州市	職員	2
193	23.08.08	京都府城陽市	議員	7(他随 1)
194	23.08.10	広島県呉市	議員	9(他随 2)
195	23.08.24	鳥取県鳥取市	職員	2
196	23.09.06	東京都多摩市	職員	2
197	23.09.08	高知県	職員	2
198	23.10.04	島根県松江市	議員	8(他随 1)
199	23.10.07	長野県千曲市	議員	8(他随 1)
200	23.10.07	大阪府豊中市	職員	2
201	23.10.11	愛知県豊川市	議員	3
202	23.10.13	石川県七尾市	議員	8(他随 1)
203	23.10.12	岡山県新見市	議員	7(他随 2)
204	23.10.19	新潟県燕市	議員	7(他随 1)
205	23.11.01	埼玉県戸田市	議員	6(他随 1)
206	23.11.09	滋賀県長浜市	職員	4
207	23.11.10	北海道大雪地区広域連合	職員	5
208	23.11.14	東京都三鷹市	議員	7(他随 2)
209	23.12.20	群馬県伊勢崎市	議員	3
210	23.12.22	愛知県半田市	議員	1
211	24.02.07	兵庫県三木市	議員	3
212	24.02.08	大分県中津市	議員	7
213	24.02.16	愛知県豊田市	議員	1
214	24.02.20	鳥取県倉吉市	議員	8
215	24.02.21	栃木県足利市	議員	3
216	24.03.08	福岡県古賀市	職員	1
217	24.05.08	千葉県八街市	議員	14(他随 2)
218	24.05.10	高知県高知市	議員	2
219	24.05.16	東京都調布市	議員	1
220	24.05.21	新潟県胎内市	議員	6(他随 1)
221	24.05.28	愛知県春日井市	議員	2
222	24.07.05	神奈川県伊勢原市	議員	7(他随 1)
223	24.07.10	佐賀県伊万里市	議員	8(他随 1)
224	24.07.13	神奈川県小田原市	職員	1
225	24.07.19	北海道芽室町	職員	4
226	24.07.19	北海道豊富町	職員	3
227	24.07.23	兵庫県尼崎市	議員	4
228	24.07.26	長野県長野市	議員	5
229	24.07.30	秋田県横手市	議員	1
230	24.08.10	大阪府摂津市	議員	6(他随 2)

231	24.10.01	愛知県日進市	議員	1
232	24.10.04	京都府福知山市	議員	6(他随 1)
233	24.10.19	富山県魚津市	議員	6(他随 2)
234	24.10.23	長野県坂城町・飯綱町・飯山市	議員	3
235	24.11.07	山形県東根市	議員	4
236	24.11.16	愛知県日進市	議員	3
237	24.12.12	長崎県大村市	職員	1
238	25.01.23	山形県鶴岡市	議員	3
239	25.01.25	愛知県蒲郡市	議員	3
240	25.01.30	茨城県牛久市	議員	6(他随 1)
241	25.02.07	岩手県盛岡市	議員	2
242	25.02.15	北海道恵庭市	職員	1
243	25.04.23	滋賀県大津市	議員	5
244	25.07.10	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
245	25.07.16	愛媛県西予市	議員	6(他随 3)
246	25.07.24	滋賀県野洲市	職員	3
247	25.07.25	千葉県香取市	議員	8(他随 2)
248	25.07.26	愛知県津島市	議員	6(他随 2)
249	25.08.09	富山県南砺市	議員	9
250	25.10.07	愛知県一宮市	議員	9(他随 4)
251	25.10.08	大分県日田氏	議員	6(他随 2)
252	25.10.01	茨城県つくば市	職員	7
253	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
254	25.11.08	埼玉県神川町	議員	12(他随 1)
255	25.10.23	福岡県みやま市	議員	6(他随 1)
256	25.10.21	高知県土佐市	議員	8(他随 1)
257	25.10.10	福井県敦賀市	議員	7(他随 1)
258	25.10.30	山口県下関市	議員	1(他随 1)
259	25.10.22	熊本県合志市	職員	2
260	25.11.11	千葉県 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	議員	3
261	25.10.23	福岡県みやま市	議員	5(他随 1)
262	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
263	25.11.19	佐賀県伊万里市	議員	4
264	25.10.24	愛知県安城市	職員	1
265	25.11.07	愛知県長久手市	職員	6
266	26.02.06	新潟市社会福祉協議会	職員	4
267	26.05.21	埼玉県児玉郡神川町	職員	7~8
268	26.06.16	日本テレビ	職員	2
269	26.07.04	石川県健康福祉部(講師登壇)	職員	80
270	26.07.22	山口県下松市	議員	11
271	26.07.25	吉祥寺西地域福祉活動推進協 議会	職員	25
272	26.07.25	北海道音更町地域包括支援センタ ー	職員	2
273	26.07.31	宮城県女川町	議員	9
274	26.08.01	長野県中野市	議員	6(他随 1)

275	26.08.05	(株)道銀地域総合研究所	職員	2
276	26.08.08	山口県光市	職員	4
277	26.08.29	神奈川県藤沢市	議員	1
278	26.09.29	山口大学大学院	学生	1
279	26.10.07	北海道釧路郡釧路町	職員	2
280	26.10.07	沖縄県糸満市	議員	5
281	26.10.09	佐賀県鳥栖市	職員	2
282	26.10.09	宮城県利府町	議員	8
283	26.10.15	富山県砺波市	議員	8
284	26.10.27	三重県伊勢市	議員	4
285	26.11.05	長野県東御市	職員	7
286	26.12.	青森県西津軽郡鮎ヶ沢町	職員	
287	27.01.20	広島県府中市	議員	8
288	27.02.19	千葉県長生村社会福祉協議会	職員	30
289	27.02.03	滋賀県草津市草津未来研究所	職員	1
290	27.02.20	三重県伊勢市	職員	4
291	27.03.10	北海道足寄郡足寄町	職員	3
292	27.06.08	東京都武蔵野市	職員	3
293	27.07.17	特別区協議会	職員	4
294	27.07.23	広島県福山市	議員	10(他隋2)
295	27.08.20	慶応義塾大学	学生	1
296	27.09.08	日経BPクリーンテック研究所	職員	12
297	27.10.07	千葉県富里市	議員	9(他隋3)
298	27.10.21	北海道幕別町	議員	7(他隋2)
299	27.10.28	北海道長沼町	議員	9
300	27.10.30	愛知県半田市	議員	7(他隋2)
301	27.11.11	福岡県春日市	議員	6(他隋1)
302	27.11.17	新潟県湯沢町	議員	9(他隋2)
303	28.01.14	北海道帯広市	職員	5
304	28.02.10	岡山県早島町	議員	10(他隋1)
305	28.4.28	厚生労働省	職員	3
306	28.5.12	福岡県志免町	議員	9
307	28.5.19	北海道美幌町	議員	8
308	28.6.21	株式会社リクルート住まいカンパニー	社員	
309	28.6.28	厚生労働省	職員	4
310	28.6.29	岩手県奥州市	職員	4
311	28.7.20	石川県白山市	議員	9
312	28.7.7	新潟県燕市	議員	10
313	28.8.10	福島県須賀川市	職員	2
314	28.9.12	京都大学財政研	学生	18
315	28.10.19	登別市社会福祉協議会	職員	3
316	28.10.24	熊本県菊池市	議員	8
317	28.10.6	岐阜県垂井町	職員	4
318	28.11.1	愛知県大府市	議員	8
319	28.11.16	長野県宮田村	議員	6
320	28.11.22	宮崎県木城町	議員	7

321	28.11.9	岡山県玉野市	議員	10
322	28.12.20	東京都中野区	議員	5
323	29.1.27	岩手県釜石市	議員	2
324	29.1.30	宮崎県えびの市	議員	7
325	29.2.7	富山テレビ	社員	

※網掛けは職種が議員の団体

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 28年度の運用状況について～

---

平成30年9月発行

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-5677（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>